

## 高知大学医学部臨床研究等利益相反マネジメント委員会規則

平成 21 年 3 月 11 日  
規則 第 85 号

最終改正 平成 30 年 9 月 25 日規則第 45 号

### (設置)

第 1 条 高知大学医学部に、高知大学利益相反マネジメント規則第 4 条第 4 項に基づき、臨床研究等における利益相反を適正に管理するため、医学部に、高知大学医学部臨床研究等利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第 2 条 委員会は、医学部における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーの制定及び改廃並びに利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反に係る施策に関すること。
- (3) 社会連携活動等に係る審査及び勧告に関すること。
- (4) 不服申し立てがあった場合における再審査に関すること。
- (5) 利益相反に係る情報公開に関すること。
- (6) その他利益相反に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部倫理委員会委員長
- (2) 医学部附属病院治験審査委員会委員長
- (3) 第 5 条に定める委員長が指名する学内者 2 人
- (4) 第 5 条に定める委員長が指名する学外者
- (5) その他第 5 条に定める委員長が必要と認めた者

2 委員が出席できない場合は、当該委員は第 5 条に定める委員長と協議の上、代理の者を指名し、出席させることができるものとする。

### (任期)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号から第 5 号までの委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医学部倫理委員会委員長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 高知大学利益相反マネジメント規則に規定するマネジメントの対象となった委員は、当該審査を行う委員会の審議及び議決に参加できず、定足数の算定から除外する。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、議事内容について一定期間ごとに、高知大学利益相反マネジメント委員会に個人情報保護の保護に留意した上で、報告するものとする。

(高知大学利益相反マネジメント委員会への意見照会)

第7条 第2条に定める委員会の審議事項について、委員長が必要と認めたときは、高知大学利益相反マネジメント委員会に意見を求め、その意見を聴くことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、他の部課の協力を得て、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月26日規則第45号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。